⑺　本調達案件は、「電子調達システム」を利用した応札、入開札及び契約手続を実施するものとする。ただし、「電子調達システム」によりがたい場合には、入札説明書に定める理由書を下記３⑴に示す場所に令和４年６月２日午前10時から令和４年７月22日午後５時までに提出し、承認を得た場合に限り、紙による応札、入開札及び契約手続によることができるものとする。なお、詳細については入札説明書のとおり。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　令和４・５・６年度総務省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売（車両類若しくはその他）」又は「物品の製造（車両類若しくはその他）」の資格等級Ａ、Ｂ又はＣに格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

⑷　予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。なお、詳細については、入札説明書のとおり。

⑸　暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

３　入札者に求められる義務等

入札に参加を希望する者は、入札説明書に明記されている各種書類を令和４年６月２日午前10時から令和４年７月22日午後５時までに、「電子調達システム」により提出しなければならない。ただし、「電子調達システム」によりがたい場合には、下記４⑴に示す場所に期限までに提出しなければならない。なお、提出した各種書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

４　入札書等の提出場所等

⑴　入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の問い合わせ先

〒100―8927 東京都千代田区霞が関２―１―２　消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室消防団係　牧野康太郎　電話03―5253―7561

⑵　入札説明書の交付方法　政府電子調達（ＧＥＰＳ）システムへアクセスし入手すること。https://www.geps.go.jp

⑶　入札説明会の日時及び場所　令和４年６月21日午前11時00分　中央合同庁舎第２号館３階消防庁第１会議室

⑷　入札書等の受領期限　令和４年７月22日午後５時まで

⑸　開札の日時及び場所　令和４年８月２日午前10時00分　中央合同庁舎第２号館３階消防庁第２会議室

５　その他

⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　契約書の作成の要否　要

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者、各種提出書類に虚偽又は不正の記載をした者、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

⑸　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格で有効な入札を行った入札者を落札者とする。なお、詳細については、入札説明書のとおり。

⑹　手続きにおける交渉の有無　無

⑺　詳細は入札説明書による。

６　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hideaki Ishiyama, Director of the General Affairs Division, Fire and Disaster Management Agency

⑵　Classification of the products to be procured : 17

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Fire Converyance car with rescue equipments : 20 set

⑷　Delivery period : as shown in the tender documentation

⑸　Delivery place : as shown in the tender documentation

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause

②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting

③　have Grade A, B or C in “Manufacturing (Vehicles or Others)” or “Selling (Vehicles or Others)”, in the Kanto・Koushin’etsu district, in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Internal Affairs and Communications (Single qualification for every ministry and agency)

⑺　Time limit for submission of tenders by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 22 July 2022. (tenders brought with 5 : 00 P.M. 22 July 2022 or submitted by mail : 5 : 00 P.M. 22 July 2022)

⑻　Contact point for the notice : Kotaro Makino, Fire Corps Section, Regional Disaster Management Office, Disaster Management Division, Civil protection and Disaster Management Department, Fire and Disaster Management Agency, 2―1―2 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo 100―8927 Japan, Tel 03―5253―7561

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和４年６月２日

支出負担行為担当官

消防庁総務課長　石山　英顕

◎調達機関番号　012　◎所在地番号　13

１　調達内容

⑴　品目分類番号　17

⑵　購入等件名及び数量

救助用資機材・小型動力ポンプ搭載多機能車　14台

⑶　調達件名の特質等　仕様書のとおり

⑷　履行期間　仕様書のとおり

⑸　履行場所　仕様書のとおり

⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑺　本調達案件は、「電子調達システム」を利用した応札、入開札及び契約手続を実施するものとする。ただし、「電子調達システム」によりがたい場合には、入札説明書に定める理由書を下記３⑴に示す場所に令和４年６月２日午前10時から令和４年７月22日午後５時までに提出し、承認を得た場合に限り、紙による応札、入開札及び契約手続によることができるものとする。なお、詳細については入札説明書のとおり。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　令和４・５・６年度総務省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売（車両類若しくはその他）」又は「物品の製造（車両類若しくはその他）」の資格等級Ａ、Ｂ又はＣに格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

⑷　予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。なお、詳細については、入札説明書のとおり。

⑸　暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。